

水道法第20条第3項国土交通大臣及び環境大臣登録 第75号
建築物飲料水水質検査業登録 福島県6水第15号

様

郵便番号 100-1498

住 所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

電話番号 04996-2-1128

株式会社 江東微生物研究所

本社 東京都江戸川区西小岩5-18-6

電話 (03) 3672-1251 (代)

試験所 株式会社 江東微生物研究所

環境分析センター

福島県いわき市好間工業団地4-18

電話 (0246) 36-8558

取扱営業所：東京支所

電話：(03)3671-5941

依頼社名				東京都八丈町役場				事業種別			
施設名								検体名		給水	
採水場所				No.4 菊次建設作業場(大川・根田原・片根山浄水場系管末)				水源			
採水日				2025年5月14日		8:53		採水者		武田 卓弥	
天候				前日				気温			
				当日				水温			
								採水区分		他社	
								持込区分		他社	
試験項目				試験結果				基準値		試験項目	
				試験結果				基準値			
1 一般細菌				0 個/mL				100個/mL以下		27 総トリハロメタン	
2 大腸菌				不検出				検出されないこと		28 トリクロ酢酸	
3 ホトシム及びその化合物				0.003mg/L以下				0.003mg/L以下		29 ブロモジクロロメタン	
4 水銀及びその化合物				0.0005mg/L以下				0.0005mg/L以下		30 ブロモホルム	
5 セレン及びその化合物				0.01mg/L以下				0.01mg/L以下		31 ホルムアルデヒド	
6 鉛及びその化合物				0.01mg/L以下				0.01mg/L以下		32 亜鉛及びその化合物	
7 ヒ素及びその化合物				0.01mg/L以下				0.01mg/L以下		33 アモニウム及びその化合物	
8 六価クロム化合物				0.02mg/L以下				0.02mg/L以下		34 鉄及びその化合物	
9 亜硝酸態窒素				0.04mg/L以下				0.04mg/L以下		35 銅及びその化合物	
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン				0.01mg/L以下				0.01mg/L以下		36 ナトリウム及びその化合物	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				10mg/L以下				10mg/L以下		37 マンガン及びその化合物	
12 フッ素及びその化合物				0.8mg/L以下				0.8mg/L以下		38 塩化物イオン	
13 砒素及びその化合物				1mg/L以下				1mg/L以下		39 ベンゼン、トルエン等(総度)	
14 四塩化炭素				0.002mg/L以下				0.002mg/L以下		40 蒸発残留物	
15 1,4-ジオキサン				0.05mg/L以下				0.05mg/L以下		41 陰イオン界面活性剤	
16 シス1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン				0.04mg/L以下				0.04mg/L以下		42 ジェオスミン	
17 ジクロロメタン				0.02mg/L以下				0.02mg/L以下		43 2-メチルイソボルネオール	
18 テトラクロロエチレン				0.01mg/L以下				0.01mg/L以下		44 非イオン界面活性剤	
19 トリクロロエチレン				0.01mg/L以下				0.01mg/L以下		45 フェノール類	
20 ベンゼン				0.01mg/L以下				0.01mg/L以下		46 有機物(TOC)	
21 塩素酸				0.6mg/L以下				0.6mg/L以下		47 pH値	
22 クロ酢酸				0.02mg/L以下				0.02mg/L以下		48 味	
23 クロホルム				0.06mg/L以下				0.06mg/L以下		49 臭気	
24 ジクロ酢酸				0.03mg/L以下				0.03mg/L以下		50 色度	
25 ジブロモクロロメタン				0.1mg/L以下				0.1mg/L以下		51 濁度	
26 臭素酸				0.01mg/L以下				0.01mg/L以下		52	
判定				適合：上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。							
備考				色度実測値：0.11度 濁度実測値：0.000度							
試験期間				2025年5月14日 ～ 2025年5月19日				水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は			
検査責任者				センター長 岩 澤 潤 一				平成15年厚生労働省告示第261号によります。			